



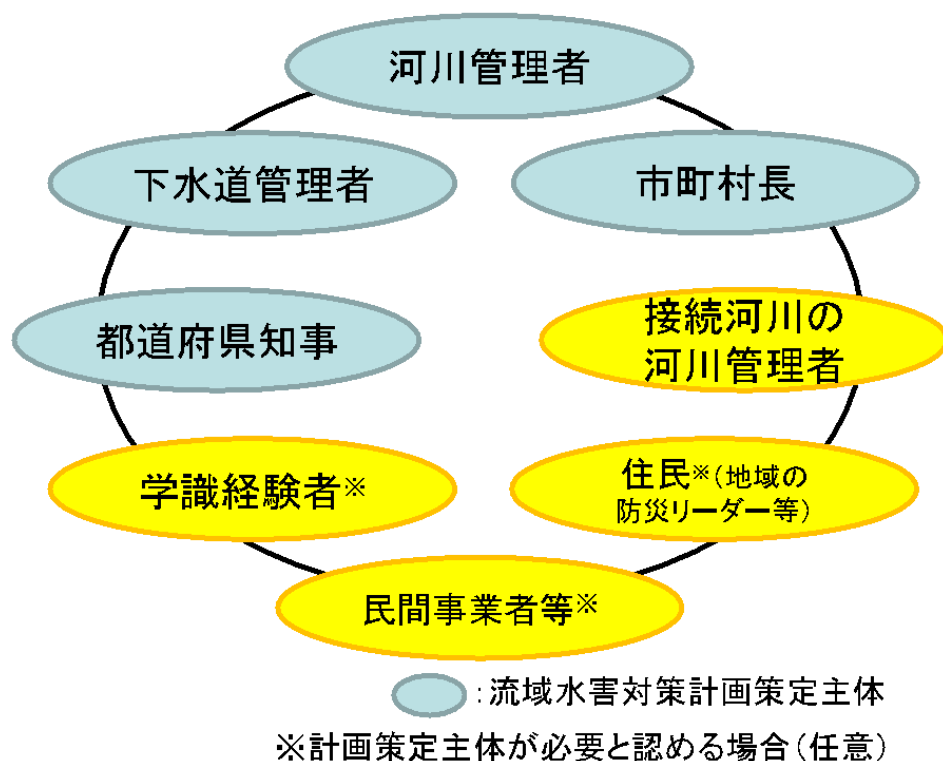
山国川流域水害対策協議会の設置について

令和8年8月5日

山国川流域水害対策協議会設立準備会

- 河川管理者等は、共同して流域水害対策計画を定めなければならないことから、特定都市河川指定後、計画の策定に関する協議に着手するためにも、計画の実施・運用のための体制を構築。
- 「流域水害対策計画」の策定主体が共同して、流域水害対策協議会を組織しなければならない。

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川: 設置必須
都道府県知事指定河川: 設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

9. 流域水害対策協議会の設置（ガイドライン第3章 P3-1～3-5）

流域水害対策協議会の設置の目的や構成員について以下に示す。

＜ガイドラインから抜粋＞

● 構成員

流域水害対策協議会の必須構成員は、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長、当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者並びに当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者である。

また、必須の構成員に加え、河川管理者等が必要と認める者を構成員とすることができる。

例えば、関連する行政機関、専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者、広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、河川協力団体、水防協力団体のほか、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、雨水貯留浸透施設を整備しようとする企業、地域の防災活動を主導している住民等が考えられる。これらの者の参画については、流域水害対策協議会の意見も踏まえ選定することが考えられる。

なお、特定都市河川流域における内水域の有無にかかわらず、或いは、当該流域に係る下水道事業計画がない場合や今後の同計画の策定の見通しがない場合であっても、特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者は、協議会の構成員とならなければならない。

また、幹事会・部会・ワーキンググループ等の協議会の下部組織の設置や構成員に係る委任の可否等、協議会の運営に係る対応に当たっては、事務負担の軽減等の観点も踏まえつつ、協議会における協議・合意の上で、規定を設けること。

流域水害対策協議会の規約について

山国川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき組織し、「山国川流域水害対策協議会（以下「協議会」という）」とする。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や近年の洪水により特に浸水被害が著しい山国川中上流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 1 協議会には会長をおくものとし、会長は九州地方整備局長が務める。
- 2 会長は座長を指名し、座長には協議会の招集・運営・進行を任せることができる。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 4 協議会の下に、検討部会を設置する。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）山国川流域水害対策計画の策定及び変更
- （2）前項に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

（検討部会）

第6条 検討部会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

- 2 検討部会は、原則として非公開とし、検討部会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 3 本規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会が定める。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、九州地方整備局山国川河川事務所流域治水課、大分県土木建築部河川課、中津市上下水道部排水対策課、日田市土木建築部都市整備課、宇佐市建設水道部土木課、玖珠町建設水道課が行う。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

流域水害対策協議会の規約について

別紙 1

別紙 2

山国川流域水害対策協議会
名簿

- 国土交通省 九州地方整備局長
- 九州地方整備局 山国川河川事務所長
- 大分県知事
- 中津市長
- 日田市長
- 宇佐市長
- 玖珠町長
- 気象庁 大分地方气象台長
- 林野庁 九州森林管理局 大分西部森林管理署長
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長
- 大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 教授 東野 誠

○ : 会長、● : 座長
敬称略

山国川流域水害対策協議会 検討部会
名簿

- 九州地方整備局 山国川河川事務所 副所長
- 大分県生活環境部防災局 防災対策企画課 主幹（総括）
- 大分県土木建築部 河川課 課長補佐（総括）
- 大分県土木建築部 砂防課 課長補佐（総括）
- 大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 課長補佐（総括）
- 大分県土木建築部 公園・生活排水課 課長補佐（総括）
- 大分県土木建築部 建築住宅課 参事（総括）
- 大分県農林水産部 農地・農村整備課 課長補佐（総括）
- 大分県農林水産部 森林保全課 参事（総括）
- 大分県農林水産部 森林整備室 室長補佐（総括）
- 大分県北部振興局 農林基盤部 企画検査班課長補佐
- 大分県中津土木事務所 次長兼企画調査課長
- 中津市 総務部 防災危機管理課長
- 中津市 上下水道部 排水対策課長
- 日田市 土木建築部 都市整備課長
- 宇佐市 建設水道部 土木課長
- 玖珠町 基地防災対策課長
- 玖珠町 建設水道課長
- 気象庁 大分地方气象台 防災管理官
- 林野庁 九州森林管理局 大分西部森林管理署 総括治山技術官
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長
- （オブザーバー）
- レスキュー・サポート九州 事務局長・理事

流域水害対策協議会 検討部会の規約について

山国川流域水害対策協議会 検討部会 規約

(名称)

第1条 本会議は、山国川流域水害対策協議会 検討部会（以下「検討部会」という。）とする。

(目的)

第2条 検討部会は、山国川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）規約第3条に基づき設置するものであり、山国川流域水害対策の検討を行うことを目的とする。

(検討部会の構成)

第3条 検討部会は、協議会規約別紙2の職にある者をもって構成する。

- 2 検討部会には、会長を置くものとし、会長は山国川河川事務所副所長が務める。また、会長は検討部会の内容を協議会へ報告する。
- 3 検討部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 検討部会は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会規約別紙2の職にある者以外の者の検討部会への参加を求めることができる。

(検討部会の実施事項)

第4条 検討部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 山国川流域水害対策計画の策定及び変更に関する検討
- (2) 前号に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討

(検討部会の公開)

第5条 検討部会は、原則として非公開とし、検討部会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(事務局)

第6条 検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、九州地方整備局山国川河川事務所流域治水課、大分県土木建築部河川課、中津市上下水道部排水対策課、日田市土木建築部都市整備課、宇佐

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討部会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和8年 月 日から施行する。

流域水害対策計画の策定

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定。

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）

基本的事項

1. 計画期間

2. 水被害対策の基本方針

3. 都市浸水の発生を防ぐべ目標となる降雨

4. 都市浸水想定

河川管理者

5. 特定都市河川の整備

6. 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者

7. 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備

10. 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作

地方公共団体 民間事業者等

8. 河川管理者・下水道管理以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

9. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

11. 都市浸水想定区域における土地の利用

13. 浸水被害が発生した場合における被害拡大防止のための措置

12. 貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針

14. その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

山国川流域水害対策計画

(素案)

令和 年 月

国土交通省九州地方整備局
大 分 県
中津市、日田市、宇佐市、玖珠町

総説

山国川は、平成 24 年 7 月 3 日及び平成 24 年 7 月 14 日洪水で大きな被害を受け、この洪水を契機に山国川中流の山国川床上浸水対策特別緊急事業による集中的な河川整備を実施し、堤防整備、河道掘削等を行ってきた。

一方で、山国川中上流域は、耶馬日田英彦山国定公園及び国指定名勝耶馬溪に広い範囲が指定され、これらの自然環境、観光資源を生かした河道整備が求められており、大規模な河道掘削等が困難となっている。

このような状況において、令和 5 年 7 月の出水では、山国川中上流部において再び、床上浸水被害が発生するなど、近年、激甚な水災害が頻発している。さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような、水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域まで含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要である。

このため、山国川では、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴い、令和 8 年(2026)3 月 24 日、特定都市河川の指定を受けたものである。

この山国川水系山国川流域水害対策計画は、特定都市河川浸水被害対策法改正で新たに創設された様々な制度を活用することで、これまでの山国川流域の治水対策の取組をさらに進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう、河川管理者及び流域自治体、地域の防災リーダーなど、流域のあらゆる関係者の協働による総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図る。

目 次

第1章 山国川特定都市河川流域の現状と課題	1
第1節 山国川特定都市河川流域と山国川特定都市河川等の概要.....	1
第1項 山国川特定都市河川流域の概要.....	1
第2項 山国川特定都市河川の概要.....	7
第3項 山国川特定都市河川流域内の下水道の概要.....	12
第2節 山国川流域における過去の浸水被害の状況.....	13
第3節 山国川流域の治水事業の沿革.....	17
第1項 直轄区間.....	17
第2項 県管理区間.....	18
第4節 山国川特定都市河川流域における現状の課題.....	19
第2章 山国川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	21
第1節 基本的な考え方.....	21
第1項 概要.....	21
第2項 計画対象降雨.....	21
第3項 取り組み方針.....	21
第4項 対策の考え方.....	22
第2節 計画期間.....	23
第3節 計画対象区域.....	24
第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨.....	25
第3章 都市浸水想定	27
第4章 特定都市河川の整備に関する事項	42
第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所.....	43
第1項 国が行う河川の整備.....	43
第2項 大分県が行う河川の整備.....	45
第5章 山国川特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	47
第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	48

第7章 山国川特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	49
第1節 雨水貯留浸透施設.....	50
第2節 ため池の活用.....	51
第3節 水田貯留など農業用施設等の活用.....	52
第4節 既存の雨水貯留施設等や保水・遊水機能を有する土地の保全.....	53
第5節 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可等.....	53
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	54
第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	55
第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	56
第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	57
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針.....	57
第2節 浸水被害防止区域の指定の方針.....	59
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	60
第1節 リスクコミュニケーションの充実.....	60
第2節 大規模氾濫に関する減災対策.....	61
第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達.....	64
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	65
第1節 既存ダムの洪水調節機能強化.....	65
第2節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応.....	66
第3節 流域水害対策計画の計画管理.....	66

山国川流域水害対策計画策定に向けた今後のスケジュール(案)

令和8年3月24日

令和8年7月6日

令和8年8月5日

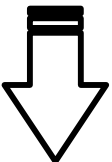
特定都市河川の指定(山国川流域)

6者勉強会



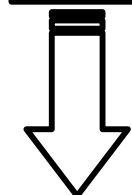
設立準備会

適宜6者勉強会



第1回 山国川流域水害対策協議会

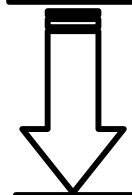
適宜6者勉強会



検討部会

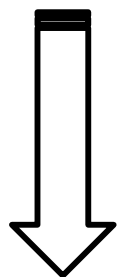
第2回 山国川流域水害対策協議会

適宜6者勉強会



検討部会

第3回 山国川流域水害対策協議会



住民・学識者の意見照会(パブリックコメント)

関係部局協議

検討部会



第4回 山国川流域水害対策協議会

設立・規約・概要説明, 今後の進め方・スケジュール

- ・基本的事項の検討(基本方針、目標降雨、計画期間、分担量等)
- ・各機関の対策内容の検討

設立・規約・概要説明, 今後の進め方・スケジュール

- ・適宜、追加検討

基本的事項の審議※

※検討内容の進捗状況に応じて第3回協議会内容を審議

- ・適宜、追加検討

※流域水害対策計画(素案)を審議

流域水害対策計画(案)確認

- ・パブコメによる意見等を踏まえた計画見直し

流域水害対策計画の策定・公表